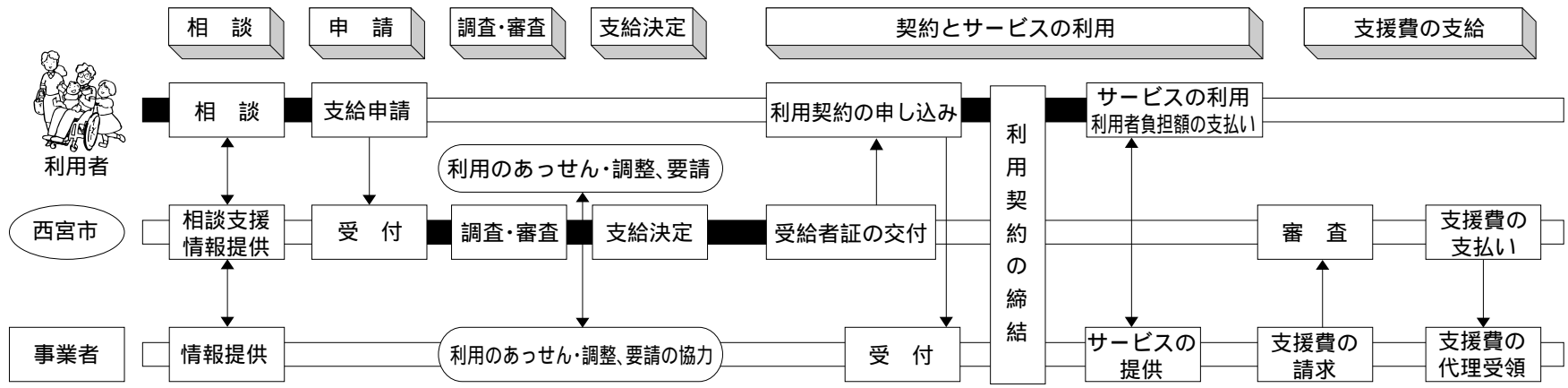


相談・申請から支援費の支給まで



ちょっと解説

相談・申請

支援費の支給申請をする前に、自分に必要なサービスを考えます。それが支援費に該当するサービスかどうか確認します。

<相談>

サービスについての情報が知りたいときや相談したい時は、市や相談窓口で相談してください。西宮市では、福祉のサービスだけでなく、様々な相談に対応するため、「障害者あんしん相談窓口」を設置しましたので、お気軽にご相談ください。

<申請>

利用するサービスを決めたら、市に支給の申請をします。そのときに本人及び扶養義務者の収入のわかるものが必要です。

調査・審査

市は、申請を受け付けた後、支援費の支給の要否、支給量(サービスを利用できる量)利用料などを決めるために、調査をおこないます。

調査で聞く主な点は、
・障害の種類や程度、及びその他の心身の状況
・介護をおこなう人の状況

・支援費の受給状況
・支援費以外の保健医療又は福祉サービスの利用状況

・利用に関する意向
・利用者の環境 などです。

支給決定

利用できるサービスの種類、量、支給期間等の支給を決定します。

支給の決定方法については、現在検討中ですが、市では手帳の等級で判断するのではなく、その人の支援の必要性に応じて、決定する方法を検討中です。

なお、支給決定の内容に不服がある場合は、60日以内に市長に対し、審査請求をすることができます。

受給者証

支給が決定されたら、受給者証が交付されます。居宅サービスを利用する場合は「居宅受給者証」、施設サービスを利用する場合は「施設受給者証」が、それぞれ交付されます。

受給者証には、サービスを利用するのに必要な情報が記載されています。また、施設や事業者との契約やサービスを利用するときも提示が必要ですから、大切に扱ってください。

サービスの利用

受給者証が交付されたら、受給者証を持って、利用したい施設又は事業者の利用の申し込みをします。

施設や事業者は、必ず契約をする前に提供できるサービスの内容などについて、説明することが義務付けられています。

説明を受けた内容でよければ、契約をします。そのとき、事業者は、受給者証の記入欄に必要な事項を記入、押印してもらいます。

サービスを利用したら利用料(利用者自己負担金)を施設、事業者を支払います。利用料の額については、まだ決まっていません。

支援費制度Q & A



Q1 現在、通所授産施設を利用しています。休日には、ガイドヘルパーも利用していますが、申請は2つするのですか？

A 1枚の申請書で、両方のサービスの申請をすることができます。受給者証は、通所授産施設と記載された「施設受給者証」とガイドヘルパーは、居宅介護のサービスとなるので、「居宅受給者証」との2種類が交付されることとなります。

Q2 利用料は変わるのでしょくか？

A 現在、利用者の負担額は、本人又は扶養義務者の収入等に応じて決められています。支援費制度に変わっても、現行と同じ収入等に応じた負担のあり方が考えられています。国において検討中です。決まり次第お知らせします。

Q3 支給期間が終了したら、その後は利用できないのですか？

A 支給期間が終了しても、再度、支援費の申請をし、支給決定を受ければ、継続して利用することは可能です。支給期間は、定期的に、本人の意向や状況を確認、見直すために設けられています。

Q4 障害程度区分って何ですか？

A 障害程度区分とは、施設サービスの支援費の額について、障害の程度に応じて差が生じるようにしたものです。サービスの提供内容等を示すものではありません。障害程度区分は、3区分に設定されています。

Q5 いま施設を利用している人は、制度が始まって、1年間は支給決定を受けなくていいと聞きましたが、本当ですか？

A 平成15年3月31日までに措置決定された人は「みなし規定」に該当し、1年間は引き続き利用することができます。西宮市では、市内の通所施設利用者は、今年度、申請の受付をしますが、市外の施設利用者については、平成15年4月以降を予定しています。市内の入所施設利用者については、できる限り、今年度に申請を受け付ける予定です。

お願い

現在、西宮子どもセンターで、短期入所事業(ショートステイ)を利用されている皆さんへ

平成15年4月から障害児の居宅サービスの窓口が県から市に変わります。

また、施設を利用する短期入所事業は、支援費制度の対象となるため、利用方法も変わります。緊急一時保護者を利用する短期入所は、兵庫県の事業であるため、支援費制度には移りません。

市では、現在子どもセンターで短期入所を利用されている人に、届出をお願いしています。届出をしていただいた方には、申請の案内やパンフレット等を送付させていただきます。お電話でも結構です。

届出先
西宮市役所 本庁舎7階 障害新制度準備室
電話 0798(35)3767

障害者あんしん相談窓口

市では、福祉サービスや就労、権利擁護等の様々な相談に対応するため、地域に「障害者あんしん相談窓口」を設置しましたので、ご利用ください。

のまネット西宮

〒662 0913
西宮市染殿町 8 17
総合福祉センター内
電話 0798(37)1300
F A X 0798(34)5858

ピアサポート・西宮

〒662 0851
西宮市中須佐町 5 12
メインストリーム協会内
電話 0798(34)4609
F A X 0798(34)4604

わかばエール

〒663 8233
西宮市津門川町 2 28
わかば園内
電話 0798(39)2500
F A X 0798(39)2500

であい

〒663 8241
西宮市津門大塚町 1 38
すずかけ作業所内
電話 0798(23)6865
F A X 0798(23)6865

砂子療育園地域支援課

〒663 8131
西宮市武庫川町 2 9
電話 0798(47)9959
F A X 0798(43)1022

ななくさ清光園

〒663 8001
西宮市田近野町 8 1
電話 0798(56)1700
F A X 0798(56)1701